



山形県公報

令和7年1月14日(火)
第569号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……19
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……20
- 指定管理者の指定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(教育局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………21

## 告 示

### 山形県告示第24号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和7年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種          | 名 前                                                          | 飼 養 者         |                        |
|-------------|-------|--------------|--------------------------------------------------------------|---------------|------------------------|
|             |       |              |                                                              | 住 所           | 名 称(氏 名)               |
| 32406990001 | 豚     | パークシャ<br>ー種  | ソルトウェイピー<br>タ ラセッター<br>ヤマガタ 3 0002<br>(日豚B種BB06<br>-A000083) | 酒田市浜中字八<br>窪1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚研究所 |
| 32406990002 | 同     | 大ヨーク<br>シャー種 | ユーロン ミヤボ<br>ク ヤマガタ 5<br>0019<br>(日豚W種WW06<br>-A000035)       | 同             | 同                      |
| 32406990003 | 同     | デュロック<br>種   | ユメサクラエース<br>フューチャー ヤ<br>マガタ 1 0004<br>(日豚D種DD06<br>-A000302) | 同             | 同                      |

**山形県告示第25号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営町堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営町堰地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年1月16日から同年2月14日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第26号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県源流の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県源流の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番  
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**山形県告示第27号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県生涯学習センター  
山形県男女共同参画センター
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年1月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,436人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 208,974人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 67,216人 | 上山市       | 8,142人  | 南陽市  | 8,339人  |
| 米沢市       | 21,345人 | 村山市       | 6,244人  | 東村山郡 | 6,850人  |
| 鶴岡市       | 33,662人 | 長井市・西置賜郡  | 14,255人 | 最上郡  | 9,839人  |
| 酒田市・飽海郡   | 31,071人 | 天童市       | 16,840人 | 東置賜郡 | 10,001人 |
| 新庄市       | 9,271人  | 東根市       | 13,186人 | 東田川郡 | 7,507人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 21,039人 | 尾花沢市・北村山郡 | 5,793人  |      |         |

令和7年1月14日印刷 発行所 山形県庁  
令和7年1月14日発行 発行人 山形県